

平成 29 年度において1年後再審査とした 20 歳前障害基礎年金受給者(1,010 人)の審査結果等について

日本年金機構では、これまで都道府県に設置されている事務センターで行っていた障害年金審査業務を平成 28 年 10 月から平成 29 年 4 月にかけて段階的に、障害年金センターに集約しました。

障害年金センター集約後は、お客様からご提出いただいた診断書を障害認定基準に基づき審査し、障害等級を決定してまいりましたが、今般、平成 29 年度において1年後再審査とした 20 歳前障害基礎年金受給者(1,010 人)にかかる審査等を行いましたので、その結果についてお知らせします。

1. 20 歳前障害基礎年金受給者の方の審査結果等

(1)平成 29 年度において1年後再審査とした 1,010 人の方について(詳細は別添1)

平成 29 年度において1年後再審査とした方に対し、平成 30 年度に改めて診断書の提出を求め、審査した結果、診断書を提出された 954 人のうち、823 人の方について、支給継続となりました。

一方、集約前の認定の際に認定医の総合判断の根拠となった障害の状態に変更があり、障害の状態が軽減したと認められた 67 人の方については、平成 30 年 11 月分から支給停止となります。

(2)既に支給停止していた方について(詳細は別添2)

障害年金センターへの集約後に既に支給停止していた方についても、今般、改めて審査した結果、57 人の方の支給停止を取り消し、停止した月にさかのぼって支払いを行うこととしました。

※対象の方には、平成 29 年の所得状況を確認した後、支払いを行う予定です。

2. 20 歳以後の障害基礎年金受給者の方の再審査結果 (詳細は別添3)

障害年金センターへの集約後に既に支給停止していた 20 歳以後障害基礎年金受給者についても、今般、改めて審査した結果、1,049 人の方の支給停止を取り消し、停止した月にさかのぼって支払いを行うこととしました。

※対象の方には、平成 30 年 9 月以降、順次支払いを行っています。

20歳前の障害による障害基礎年金の1年後再審査とした
1,010人の審査結果

(人)

平成29年度に1年後再審査とした方	1,010							
死亡された方	5							
平成30年度の診断書送付前に額改定請求(障害状態の悪化)された方	18							
平成30年度に診断書を送付した方	987							
診断書を提出された方	954							
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">認定結果</td> <td>支給継続とした方</td> <td>823</td> </tr> <tr> <td>支給停止とした方</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>認定中(照会中等)の方</td> <td>64</td> </tr> </table>	認定結果	支給継続とした方	823	支給停止とした方	67	認定中(照会中等)の方	64	
認定結果		支給継続とした方	823					
		支給停止とした方	67					
	認定中(照会中等)の方	64						
提出不要な方 ※1	6							
未提出の方 ※2	27							

※1 平成30年度の診断書送付後に障害不該当届を提出された方等である。

※2 個別に訪問し、診断書の提出勧奨を行っているところ。

※3 平成30年10月11日時点である。

(別添1-2)

20歳前の障害による障害基礎年金の受給者のうち1年後再審査とした1,010人(平成29年度)のうち
平成30年度に支給継続する方の内訳

(単位:人)

都道府県	合計	眼の障害	聴覚・ 言語機能・ そしゃく等 の障害	肢体の 障害	呼吸器疾 患による 障害	循環器疾 患による 障害	腎・肝・ 糖尿病 による 障害	血液・造血 器疾患に よる障害・ その他の 障害
合計	823	13	16	71	22	433	73	195
北海道	147	0	0	0	4	110	8	25
青森	13	0	1	2	0	4	1	5
岩手	3	0	0	0	0	2	0	1
宮城	13	1	0	5	0	4	0	3
秋田	5	0	0	0	0	4	0	1
山形	14	0	0	2	0	7	0	5
福島	39	0	0	1	0	25	1	12
茨城	5	0	0	1	0	3	0	1
栃木	9	1	0	4	0	4	0	0
群馬	7	1	1	0	0	5	0	0
埼玉	6	0	0	2	1	1	0	2
千葉	9	1	1	5	1	0	0	1
東京	49	0	1	5	2	27	0	14
神奈川	37	0	0	0	4	14	5	14
新潟	43	0	1	2	0	34	0	6
富山	2	0	0	0	0	1	0	1
石川	1	0	0	0	0	0	0	1
福井	2	0	0	0	0	0	0	2
山梨	1	0	0	0	0	0	1	0
長野	13	0	0	2	0	6	1	4
岐阜	15	1	3	0	0	7	0	4
静岡	9	0	1	1	0	5	1	1
大阪	48	0	1	6	0	3	36	2
兵庫	27	0	0	1	1	7	1	17
愛知	35	0	2	0	3	14	1	15
三重	7	1	1	0	0	3	0	2
滋賀	3	0	1	1	0	0	1	0
京都	76	2	0	14	1	39	6	14
奈良	9	1	0	3	0	1	3	1
和歌山	12	0	0	2	1	5	1	3
鳥取	1	0	0	0	1	0	0	0
島根	9	2	0	0	0	4	1	2
岡山	8	0	2	0	0	3	0	3
広島	17	0	0	0	0	8	2	7
山口	7	0	0	2	0	2	0	3
徳島	1	0	0	0	0	1	0	0
香川	7	0	0	1	1	3	0	2
愛媛	19	0	0	1	1	15	0	2
高知	4	0	0	1	0	2	0	1
福岡	51	1	0	2	1	40	1	6
佐賀	1	0	0	1	0	0	0	0
長崎	11	0	0	0	0	9	0	2
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	3	1	0	0	0	2	0	0
宮崎	6	0	0	2	0	3	0	1
鹿児島	11	0	0	1	0	1	1	8
沖縄	8	0	0	1	0	5	1	1

20歳前の障害による障害基礎年金の支給停止者にかかる再審査結果

(人)

	合計	28年度 ※1	29年度	30年度 ※2
支給停止した件数	1,531	249	1,282	-
再審査が必要な方	307	10	297	-
認定結果				
支給停止取消となる方 (停止した月にさかのぼって支給開始)	57	4	53	-
継続して支給停止となる方	250	6	244	-
精神・知的障害の方 ※3	1,089	157	932	-
点検の対象とならなかった方 ※4	135	82	53	-

※1 平成28年10月から東京、長野、山梨、和歌山、山口、平成29年1月から福島、三重、岐阜、徳島、高知、愛媛、香川の事務センターが先行的に集約されたため、平成28年度に審査を行い支給停止となっている方についても再審査を行った。

※2 20歳以後の障害による障害基礎年金受給者は誕生月に診断書を提出する。一方、20歳前障害による障害基礎年金受給者は、誕生月ではなく、一律に毎年7月末に診断書を提出することとされている。厚生労働省からの通知発出は、平成30年7月9日になされているため、平成30年度に審査を行った20歳前障害による障害年金受給者はいない。

※3 精神・知的障害者の認定については、集約前の平成28年9月から実施している「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」において、「既認定者の障害の状態が従前と変わらない場合については、当分の間、等級非該当への変更は行わないことを基本とする。」こととされている。今回の診断書と前回の診断書を比較しながら審査した方であるため、今般の点検対象ではない。

※4 集約前に認定された方、障害不該当届を提出された方等である。

※5 平成30年10月11日時点である。

20歳前の障害による障害基礎年金の支給停止者のうち支給停止を取消する方の内訳

(単位:人)

	合計	眼の障害	聴覚・ 言語機能・ そしゃく等 の障害	肢体の 障害	呼吸器疾 患による 障害	循環器疾 患による 障害	腎・肝・ 糖尿病 による 障害	血液・造血 器疾患による 障害・ その他の 障害
合計	57	1	1	6	2	34	4	9
北海道	3					2	1	
青森県	0							
岩手県	1					1		
宮城県	1						1	
秋田	2				1	1		
山形	2					2		
福島	0							
茨城	0							
栃木	0							
群馬	0							
埼玉	0							
千葉	1					1		
東京	3	1				2		
神奈川	4				1	1		2
新潟	0							
富山	1					1		
石川	2		1					1
福井	1							1
山梨	0							
長野	0							
岐阜	0							
静岡	1			1				
大阪	6					5	1	
兵庫	1							1
愛知	0							
三重	1							1
滋賀	2					2		
京都	0							
奈良	0							
和歌山	3			3				
鳥取	0							
島根	0							
岡山	0							
広島	0							
山口	0							
徳島	1			1				
香川	2					2		
愛媛	0							
高知	0							
福岡	1							1
佐賀	0							
長崎	0							
熊本	0							
大分	1					1		
宮崎	0							
鹿児島	9					8		1
沖縄	8			1		5	1	1

20歳以後の障害による障害基礎年金の支給停止者にかかる再審査結果

(人)

	合計	28年度 ※1	29年度	30年度 ※2
支給停止した件数	3,811	230	2,933	648
再審査が必要な方	1,632	61	1,291	280
認定結果				
支給停止取消となる方 (停止した月にさかのぼって支給開始)	1,049	41	821	187
継続して支給停止となる方	583	20	470	93
精神・知的障害の方 ※3	1,779	132	1,326	321
点検の対象とならなかった方 ※4	400	37	316	47

※1 平成28年10月から東京、長野、山梨、和歌山、山口、平成29年1月から福島、三重、岐阜、徳島、高知、愛媛、香川の事務センターが先行的に集約されたため、平成28年度に審査を行い支給停止となっている方について再審査を行ったもの。

※2 平成30年7月9日の厚生労働省からの通知発出までに審査を行い支給停止となっている方について再審査を行ったもの。

※3 精神・知的障害者の認定については、集約前の平成28年9月から実施している「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」において、「既認定者の障害の状態が従前と変わらない場合については、当分の間、等級非該当への変更は行わないことを基本とする。」こととされている。今回の診断書と前回の診断書を比較しながら審査した方であるため、今般の点検対象ではない。

※4 集約前に認定された方、障害不該当届を提出された方等である。

※5 平成30年10月11日時点である。

20歳以後の障害による障害基礎年金の支給停止者のうち支給停止を取消する方の内訳

(単位:人)

都道府県	合計	眼の障害	聴覚・ 言語機能・ そしゃく等 の障害	肢体の 障害	呼吸器疾 患による 障害	循環器疾 患による 障害	腎・肝・ 糖尿病 による 障害	血液・造血 器疾患に よる障害・ その他の 障害
合計	1,049	4	8	230	56	555	38	158
北海道	156	0	2	10	6	113	3	22
青森	13	0	1	4	1	6	0	1
岩手	2	0	0	0	0	2	0	0
宮城	14	1	0	6	0	6	0	1
秋田	16	0	0	1	2	11	0	2
山形	15	0	0	1	0	12	1	1
福島	68	0	0	1	0	51	3	13
茨城	7	0	1	2	0	2	0	2
栃木	16	1	0	6	0	7	0	2
群馬	9	0	0	3	1	2	1	2
埼玉	17	0	0	4	1	8	1	3
千葉	22	0	0	16	0	2	2	2
東京	92	0	1	41	4	44	0	2
神奈川	48	0	0	2	3	25	2	16
新潟	35	1	0	3	3	25	1	2
富山	3	0	0	1	0	1	0	1
石川	7	0	0	2	0	5	0	0
福井	3	0	0	1	0	1	0	1
山梨	1	0	0	1	0	0	0	0
長野	38	0	0	0	1	22	5	10
岐阜	22	0	0	2	1	17	1	1
静岡	10	0	0	3	0	5	0	2
大阪	18	0	0	4	1	8	0	5
兵庫	14	0	2	2	2	4	0	4
愛知	16	0	0	8	2	3	1	2
三重	9	0	0	0	2	5	0	2
滋賀	7	0	0	1	0	5	0	1
京都	125	1	0	37	5	58	5	19
奈良	6	0	0	5	0	0	1	0
和歌山	21	0	0	4	2	12	1	2
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	4	0	0	1	0	2	0	1
岡山	7	0	1	4	0	1	0	1
広島	19	0	0	2	3	8	1	5
山口	6	0	0	6	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	4	0	0	1	1	1	1	0
愛媛	24	0	0	2	3	16	1	2
高知	16	0	0	5	0	9	1	1
福岡	45	0	0	5	2	26	2	10
佐賀	6	0	0	2	0	2	0	2
長崎	13	0	0	3	1	8	0	1
熊本	4	0	0	2	1	0	0	1
大分	8	0	0	1	2	4	0	1
宮崎	15	0	0	6	1	5	1	2
鹿児島	14	0	0	0	1	6	2	5
沖縄	34	0	0	19	4	5	1	5